

千葉県告示第144号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和3年3月10日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月10日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木達也

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 辺田町7号線	緑区平山町1990番1から 緑区平山町1960番まで	令和3年3月10日